

第1回 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会（議事の記録）

1 日時

令和5年8月7日（月）午前10時から午前11時50分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

（有識者）

太田 達也	慶應義塾大学法学部教授
假谷 実	犯罪被害者遺族
川崎 友巳	同志社大学法学部教授
島村 暁代	立教大学法学部教授
滝沢 誠	中央大学法務研究科教授
正木 靖子	弁護士

（警察庁）

江口 有隣	長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
櫻井 美香	長官官房教養厚生課長
藤田 有祐	長官官房教養厚生課犯罪被害者支援室長

（オブザーバー）

法務省
厚生労働省
国土交通省

4 概要

(1) 開会の挨拶

江口警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）から開会の挨拶があった。

(2) 検討会の資料及び議事の記録の取扱い

事務局から、会議資料については、会議終了後、原則として全て警察庁ウェブサイトにおいて掲載し、公開になじまない資料がある場合には、その都度構成員に確認の上、構成員限りの取扱いとする旨、議事の記録については、構成員の確認を経た上で、発言者名を付さない形で要点をまとめたものを警察庁ウェブサイトにおいて掲載する旨が諮られ、了承された。

(3) 構成員紹介

(4) 座長選出

滝沢構成員が座長に選出された。

(5) 事務局説明

事務局から、資料1に沿って検討会のテーマについて、資料2に沿って犯罪被害給付制度の概要について、それぞれ説明がなされた。

(6) 構成員からの説明について

構成員から、資料4に沿って説明がなされた。

(7) 自由討議

各構成員の発言は以下のとおり。

- 犯罪被害者の切実な声に耳を傾けて、救っていくための議論をしたい。犯罪被害者等基本法の成立、被害者参加制度の導入、犯罪被害者等給付金の累次の見直しなど、犯罪被害者等施策が進んできたのは事実だが、犯罪被害者の立場からすれば、まだ不十分な点があるのではないか。犯罪被害者等基本法の前文において、犯罪等による被害の責任は一義的には加害者にある旨書かれているが、犯罪被害者はほとんど弁済を受けられていない。この点、犯罪被害者等基本法の中には、「犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々」とあるが、この「我々」は国民全体であると考えており、国民全体で犯罪の被害に遭った方々を救っていただくということをお願いしたい。また、犯罪被害者等基本法第3条の基本理念においても、犯罪被害者は被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間の支援を受けられるということが規定されている。犯罪被害者は被害を受けた段階で今までの生活が一変する。被害を受けたときからマイナスの状態になっているので、一刻も早く被害を回復していただかないと、被害で苦しむ状況が長く続いてしまう。

犯罪被害給付制度の給付金の支給水準については、民事訴訟における損害賠償額が公的に認められたものであり、この額があるべき姿だと思っている。これに向けて、どのように制度を設計していくかというところを議論したい。ただし、給付金を受け取っても、犯罪被害者遺族の心の傷は生涯消えることはないということは、併せて訴えたい。支給水準を考えるに当たっては、東日本大震災の際、東京電力の福島原子力発電所の事故において、多額の国費を投入して被災者への補償を行っていると聞くので、こういった過去の事例や最近の判例も踏まえて、大幅な支給額の引上げを考えたい。

もう一つ論点として考えられるのは、過去の被害により今現在も苦しんでいる方をどこまで救えるか。できればこのような方も皆救ってほしいと考えており、法律論として難しいかもしれないが、新しい制度による給付額については既に給付を受けた犯罪被害者への遡及もお願いしたい。

- 仮給付の件数や、特定の犯罪における申請件数が少ないように見受けられる。現場の警察官が犯罪被害者に適切に犯罪被害給付制度の教示ができるよう、警察庁において、マニュアルをつくっていただきたい。そうしないと、最終的に犯罪被害者に直接接する警察署の警察官の間で、対応にばらつきが出てしまうのではないか。
- 今後の検討の基礎資料として、可能であれば、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金のそれぞれの給付金についての給付期間を提示してほしい。また、警察庁が把握している限りで構わないが、犯罪被害者数と比較した申請に係る被害者数も提示してもらいたい。このほか、今般警察庁が発出した仮給付についての通達の効果を検証するために、現在の仮給付の件数を把握しておいた上で、今後の

仮給付の件数、給付金の分類ごとの仮給付がなされた割合、仮給付決定が複数回なされた件数について基礎資料を整理し、提示してほしい。

- 重傷病給付金の申請・支給の運用に当たっては、例えば3年が経過して、医療費の自己負担額が確定してから申請してください、といった運用がなされないようにしなければならない。今回、仮給付の更なる推進についての通達が発出されたところであるので、早期・適時の支給に向けた運用を図ってもらいたい。
- 遺族給付金の倍数の基礎になっているのは、労災制度の遺族補償年金の153日分や245日分の10年分ということだと思うが、労災制度の倍数がもともと1年間の内の153日分や245日分しか対象となっておらず、結局10年分の支給にはなっていない。次回の検討会で、労災制度を所管する厚生労働省から153日分や245日分という倍数の根拠について説明してほしい。また、10年というのは、公害健康被害補償制度を参考としていると承知しているが、公害健康被害補償制度において補償の限度を10年とした趣旨についても同制度を所管する環境省から説明してほしい。

犯罪被害給付制度は、制度創設時に給付金の支給額の算定方法を一から決めるに当たり労災制度等を基礎としたと承知しているが、現在であれば、犯罪被害給付制度の独自の理念に基づいた独自の算定方法も正当化できると思う。その検討の前提として、犯罪被害給付制度が参考とした労災制度等の趣旨を把握したい。
- 今後、犯罪被害給付制度の改善について議論をしていくに当たり、運用の徹底を図ることで実現が可能なのか、法改正を要しないまでも運用を改善すれば実現が可能なのか、それとも法改正が必要なのかを整理して議論する必要があるのではないか。
- 犯罪被害給付制度は、社会保障制度をモデルにしているように見えるが、保険金や掛金のようなものを前提としていないものであり、社会保障制度そのものではない。立法段階では、モデルが必要ということで社会保障制度を1つのモデルにした。一方で、これからの制度を考えるに当たり、もともとは性質が異なるのだから社会保障制度に準じる必要はないとすると、ゼロから制度を考えることとなるが、そのような議論をどこまでできるのか、難しい問題だと感じた。犯罪被害者等給付金の法的性質など、制度の趣旨を踏まえた上で、どこまでの議論ができるのか考える必要があるのではないか。
- 社会保障制度に引っ張られすぎない方が良く考えている。参考とするのはよいとしても、なぜ参考とするのかという点についてはきちんと整理する必要がある。また、民事の損害賠償との関係は、しっかりと考えていく必要があると思う。
- 民事の損害賠償額が実際にどのように算定されるのかという点はいずれかの段階で確認する必要があるのではないか。

- 民事の損害額そのものを補償しようと思うと、個別の事案ごとに算定額は変わってきてしまうので、個別の債務名義が確定されることが必要になってくるのではないか。民事の損害賠償の第一次責任は加害者にあるということも考えると、民事の損害賠償額を目標とする場合、犯罪被害給付制度の中で解決ができるのか、その水準まで引き上げるとなると新制度の創設が必要なのではないか、など難しい問題があると考えている。

(8) 次回検討会の内容

滝沢座長から、次回検討会の内容について、他の公的給付制度の関する説明を関係省庁から実施した上、自由討議を行う旨説明し、構成員より了解を得た。

また、事務局から、次回検討会については、9月19日（火）10時から開催する予定である旨説明がなされた。